



男女共 第1190号
平成19年6月11日

大阪府男女共同参画審議会
会長 徳矢 典子 様

大阪府知事 太田 房



大阪府男女共同参画審議会における審議について（諮問）

標記について、大阪府男女共同参画審議会規則第2条の規定に基づき、
次のとおり諮問します。

大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について、
貴審議会の意見を求めます。

〔諮問理由〕

大阪府は、男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画社会基本法の趣旨、理念等を踏まえ、「大阪府男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、同プランが計画期間の中間年度を迎える平成18年4月には、この間の社会情勢の変化や法律の改正等を踏まえプランの一部改訂を行ったところである。

こうした基本的な枠組みのもと、大阪府では、府民や事業者の理解と協力を得ながら、とりわけ、働く場における男女共同参画を推進する施策をはじめ、幅広い分野にわたる諸施策を総合的、計画的に推進してきたが、職場で、家庭で、地域で、男女共同参画社会の実現に向け解決すべき課題はまだまだ少なくない。

そうした課題解決に向け、今後プランの実効性をより一層高めていくには、プランの進捗状況を明らかにしていくことが不可欠である。

大阪府ではこれまで、平成15年12月の貴審議会答申で示された「男女共同参画指標」を活用しながら、毎年施策の実施状況等を取りまとめ、その結果を公表してきた。しかしながら、同指標により、統計的数値等の推移を把握することができるものの、施策の到達点等を評価する基準（視点）が必ずしも明確ではないことから、プランの進捗状況をより分かりやすく提示するための施策の検証・評価システムの確立が求められている。

そこで、今般、大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について、貴審議会に諮問するものである。